

令和元年度（2019年度）第2回熊本県いじめ防止対策審議会

次 第

日 時 : 令和2年(2020年)2月13日(木)
午前9時30分～午前11時30分
会 場 : 県庁行政棟本館5階 審議会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 今後のスケジュール変更
- (2) 熊本県いじめ防止基本方針（改訂案）
- (3) 学校におけるいじめの早期発見・早期対応のポイント

3 諸連絡

4 閉 会

第2回熊本県いじめ防止対策審議会出席者名簿

委員

	所属・役職	氏名	区分
1	熊本大学大学院教育学研究科 准教授	八ッ塚 一郎	教育
2	弁護士 県弁護士会子供の人権委員会委員	園田 将吾	法律
3	医師 熊本学園大学社会福祉学部 教授	城野 匡	医療(欠席)
4	熊本県臨床心理士会理事	篠原 昌子	心理
5	熊本県精神保健福祉士協会理事	徳永 佑美	福祉
6	熊本県社会福祉士会	金和 史岐子	福祉

教育委員会

	職名	氏名
1	教育理事	青木 政俊
2	教育指導局長	牛田 卓也

関係課(教育庁、知事部局、警察本部)

	所属	職名	氏名
3	教育政策課	課長	上塚 恭司
4	学校人事課	課長	磯谷 重和
5	学校人事課	審議員	月井 雅晴
6	社会教育課	課長	井芹 護利
7	高校教育課	審議員	前田 浩志
8	義務教育課	課長	古田 亮
9	特別支援教育課	課長	牛野 忠男
10	人権同和教育課	課長	井上 大介
11	体育保健課	課長	西村 浩二
12	私学振興課	課長	木村 和子
13	私学振興課	参事	川崎 憲二
14	子ども家庭福祉課	主幹	富田 幸浩
15	くらしの安全推進課	課長補佐	田川 栄一
16	少年課	係長	矢津田 竜太

事務局

	所属	職名	氏名
17	学校安全・安心推進課	課長	重岡 忠希
18	学校安全・安心推進課	審議員	川浪 誠
19	学校安全・安心推進課	課長補佐	高橋 淳
20	学校安全・安心推進課	主幹	木山 邦博
21	学校安全・安心推進課	指導主事	泉 伸仁
22	学校安全・安心推進課	指導主事	増田 健治
23	学校安全・安心推進課	指導主事	山口 美和

1 審議会委員出席の確認

6人中5人の委員が出席、審議会条例第6条の第2項の規定に基づき成立。

2 審議会の公開・非公開

公開とする。

3 審議

(1) 今後のスケジュール変更について

- ・事務局から説明
- ・審議会委員から意見等なし

(2) 熊本県いじめ防止対策審議会（改訂案）について

- ・事務局から説明

<ハツ塚会長>

説明のあった、一つは国の方針の変更に合わせた改訂を赤字で記載。また、本委員会での意見等を踏まえた修正・加筆した部分を青色で表記されている。

このことについて、委員の皆様から意見・質問をお願いする。

<金和委員>

12ページ「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」から19ページまでの文章の語尾に「必要がある」の表現が散見される。この部分には、学校現場で何をすべきかが書いてある。指針となるように表現の方法を精査してはどうか。具体的には、「実施する」や「行う」などの断定的な表現も含めたらどうか。

<ハツ塚会長>

国の方針として「必要である」というのが多用されている。指摘の通り必要なことは当然やるべきである。県の文言として、他人事のような言い回しになるのは本意ではなく、むしろそれだけの覚悟を持って、教育界が共有しようという意味合いでもあろう。

現場の教師を支え、活動しやすくなるための文言という趣旨が大事だと理解した。県が謳っているのだから、判断や行動にためらうような場合にも、「いや、やるのだ」というふうに児童生徒や保護者に対しても自信をもって教師が行動でき、また、責任を問われるような局面があったとしても、それは当然やるべきことだったのだと断言できるという主旨であろう。

機械的に「必要である」を置き換えるという意味ではなく、必要であるという書き方しかできない箇所も当然あるだろうと思う。方針として、県全体で教師をバックアップするという意味合いを強調したらどうかという提言と理解した。

<徳永委員>

12ページの「SOSの出し方に関する教育」を積極的に行うことで、前回の意見が反映されて良かったが、大事なことは教師と児童生徒との関係性をいかに作っていくか（相談しやすい関係性）だと思っている。児童生徒が主体性を持ってSOSを出していくということと同時に、教師が児童生徒との関係を作っていくということが大事だと思う。

また、相談された教師が一人で抱え込まないことだ。いろんな関係機関も含めて、校内でも相談できる雰囲気づくりというのも大事なことだ。さらに、心配される児童生徒について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに依頼されているが、学校は依頼したら終わりではなく、一緒に協働していくという姿勢が重要だと思っている。

<八ツ塚会長>

3点の指摘があったが、1点目は、「SOSの出し方に関する教育」の評価及びクラスづくり、人間関係づくりの重要性について、強調してはどうかという指摘。

2点目に教師が事案等を抱え込まない、積極的に相談し主任や管理職等を含め、チームとして対応するというのも重要であること。

3点目に学校は外部専門家等に依頼するだけでなく、継続的に協働しあう関係が必要であるという指摘であった。

<篠原委員>

前回、いじめが起こる背景には、パワーバランスが基となることを発言したが、もう一つ甘えの心理がある。例えば学校での悪しき伝統で、自分たちが先輩からされたことを後輩に強制する。この行為が甘えの心理である。甘えの心理は、あらゆる場面で起こるので、教師と児童生徒と一緒にいじめの研究（何故、いじめが発生するのか）をすることで、予防につながると考えている。

健全な人間とは、善悪のバランスを保っている。表面的な善人を育成しようと抑圧するとバランスを崩し、よほど危険である。そこで、自分の気持ちに正直に発言できるようなことも大切である。教師もストレスを溜めないように相談できる体制が重要だ。

<八ツ塚会長>

二点の指摘があった。

一点目は、「甘えの心理」について、大人自身が繰り返してきたが、もういい加減止めようという決意の提言と理解した。

二点目は、人間の残酷さ、闇、弱さの指摘。表面を繕うような姿勢というものが問題であることの指摘と理解した。基本方針の文言の性質上、難しい所ではあるかと思うが、反映することができればと思う。

<園田委員>

18ページのいじめが解消している状態について、国の方針は「影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。」という一定の3ヶ月の目安を示しているが、形式的な対処に終わらない、じっくり時間をかけるという意味で、熊本県としてはこの3ヶ月で本当によいのか。地域差や他の考慮要素もあり、最終的に3ヶ月を目安とすることとなっていると思うが、全国的に示された3ヶ月という目安でよいか検討する必要があると思う。

また、4ページのいじめの定義で、県教育委員会として「軽い言葉」とは、どのような事が軽い言葉と考えているのか明らかにしておく必要があると思う。

<八ツ塚会長>

二点の指摘があった。

一点目は、3ヶ月の目安について、ここも「少なくとも」とあり、形式的なものでは絶対ないという事だと思う。過去の事案等も考え、形式的な目安よりも丁寧な対応が必要で

はないかという指摘と理解した。

次に、4ページの「軽い言葉」の受け止め方について、軽いというのは解釈の余地もあり、当然その実態としては、「そんなつもりはなかった」や「良かれと思って」という認識であろう。

<金和委員>

ハラスメント系では、「感じた者が苦痛であればハラスメント」という基準がある。加害者としては、「軽い言葉」だが、誰かにとっては違う事はよくある。

何が軽くて何が重いか列挙して分かるものではない。「軽い言葉」というのは「加害者の認識としては軽い言葉」とすることでよいのではないか。

<ハツ塚会長>

本日、欠席されている城野委員から事前に意見を伺っている。

15ページのリーダーシップについては、これまでの意見と重なるが、教師が抱えこまない、管理職の役目も当然ながら教師同士が問題を抱えこまずに共有し、チームとして活動するという意味で理解している。

26ページの基本方針等の定期的な点検を行う事について、「具体的にどのような点検の仕方を考えているのか。」は、定期的なアンケート等での点検も含め運用している趣旨であること。学校現場等も含め、方針策定の見直し、形骸化せずに定期的に議論をするという形で点検を行っていることと理解している。

(3) 別添「学校における早期発見・早期対応のポイント」

・事務局から説明

<ハツ塚会長>

リーフレットの内容、具体的な文言及び運用等について、多角的な立場から意見や提言をお願いします。

<金和委員>

リーフレットを学校現場の教師目線で見ると、分かりやすく心強く感じるが、「組織的に対応をする」と書いてあっても、次は誰に相談(報告)すればよいのかが分からない。校内で委員会が立ち上がり、校長の判断で学校の設置者に報告されるとか、報告を受けた学校の設置者は調査を行うなどの流れが分かりづらいので図示できないか。

また、組織の中での担任の役割、学年主任の役割、校長先生の役割等を明文化して可視化したほうが分かりやすいと思った。

<ハツ塚会長>

組織において権限・役割を明確化すべきではないかと理解した。学校の実情の違いもあるので、一律な記述は難しいと思うが、概念として現場の教師にとって心強さが増すような工夫ができればとの提案である。

<徳永委員>

いじめ対応セルフチェックシートは教職員が自己認識や確認ができるので非常によいと思うが、早期発見の部分に、「すべての児童生徒の気持ちや状況を把握する工夫をしている」の項目は、未然防止ではないか。

また、日頃からの関係性を大事にしていくことが、大きな未然防止のポイントの一つに

なると思う。

<八ツ塚会長>

国立教育政策研究所の強調するところでは、教師がすべてを発見できると思わないでくださいとのこと。教師にも見つけられないが、様々な訴えがあったら対応しなさいということ、強調していると理解している。

現場の教師の負担感を無用を増やさず、むしろ「やるぞ」という気持ちになるような文言として、整合的なものを磨いてくことを長期的にできればと考えた。

<園田委員>

いじめ対応セルフチェックシートについて、早期対応の部分にいじめの訴えから事実確認をする際に、5W1Hを意識して聴取すると書いてあるが、極めて重要なことだと思っている。私が事実を聴取するとき何を意識しているかということ、例えば、損害賠償請求をしたいということであれば、その要件にあてはまるのかどうかについては、必ずその該当する事実確認を行っている。そのことを踏まえると、5W1Hも大事だが、いじめの定義を意識して聞くか否かについては、極めて重要になってくるのではないかと思う。事案発生の初期に、その事実確認ができることは極めて重要なので、5W1Hといじめの定義を理解して聴取をすることを表記できないか。

<八ツ塚会長>

5W1Hの重要さは当然のことながら、その前提として、いじめの定義を踏まえた聴取になっているかどうか、更に、尊厳を損なわれている重大な侵害行為を行ったかもしれないというような、危機意識や児童生徒を尊重する意識が前提に必要であるという、大変重要な指摘と理解した。

<篠原委員>

具体的対応と留意点の「情報共有と調査方法の確認」に、「いじめを行ったか？」と聞くのではなく、カウンセリングの場面でも良く使う、「あなたに何が起きていたの？」と聞くと感情面が出しやすくなる。例えば「相手の発言に腹が立った。だからやってやった。」とどのような聴き取りができれば、かなりの不満の解消になる。自分の感情に気付かせ言語化させることにより、いじめの深刻化の予防に繋がると思う。

いじめ対応セルフチェックシート以外のことで、教師のいじめ対応によるストレスが問題だと思っている。教師が抱えるストレスや感情を表に出せるような手立てを考えてほしい。先の発言と重なるが、「見て見ぬふりをしたことがある」、「対応するのに余裕が無い」など、そのような感情を正直に言える教師間の環境や悩む教師の気持ちに気付いて語り合うなどできれば、ストレスレベルを下げることに繋がると思う。学校側で検討できれば、考えていただきたい。

<八ツ塚会長>

事実確認の問題として、いじめかどうかという論争になってしまうと事態が纏れる場合がある。いじめかどうかではなく、実際、何が起こったのかが重要なこと。また、臨床の専門的立場からの意見として、児童生徒に寄り添った形で聞くことの重要性について理解をした。

学校（教師）に対する社会からの厳しい目が注がれる。いじめかどうかというような形で、本質から外れ、疲弊させられるような現状もある。正直なところ現場の教師として、

これは重いものがあるだろう。このようなチェックシートを配付することが、無用な仕事を増やすということではなく、「むしろ対応をしやすくすることでもある」ことを繰り返し伝えていく。連動する形で、このチェックシートを一種のきっかけにして、現場の教師が研修をする中で、正直な感情やいじめについて理解が及んでいないかもしれないなど、出し合えるような機会としていただきたい。学校単位若しくは、教育委員会が主導する場合もあるかもしれないが、このリーフレットを通して、更に教師がレベルの深い研修や相応の理解を深化させるべき重要な提言と受け取った。

< 徳永委員 >

国の基本方針に、「学校いじめ対策組織で情報を共有することは必要となる。」とあるが、組織的対応は非常に大事なポイントだが、実際の学校現場では、そこまで手が回らないとか、一応方針は作っているが実働できてないところが多いのではないかと感じている。学校（教師）は、「いじめの対策組織も作らなくてはならない。」と大きな負担感につながると思う。作る意味やメリット等が明記されていれば、学校全体で考えるきっかけになるのではないかと思った。

< 八ツ塚会長 >

現場の最前線の教師にメリットとして感じられる、あるいは「こういうところであるから助かる」や「まずは支援を求めよう」というのが大切であることの指摘と理解した。実際の文言またはリーフレットとしてどういう形になるか難しいところであるが、大変重要な指摘・提言だと思う。

< 園田委員 >

事実の聴取が、教師にとって相当な負担になると思う。ある程度、マニュアル化できるところはマニュアル化しておいたほうがよい部分もあると思う。

マニュアル化にあたっては、臨床的な見地や法的な観点も必要、専門家が多く関わったマニュアルを作成しておく、マニュアルに従って教師が聴取でき安心感が得られると思う。それに加えて、事実聴取のスキルを向上させる教職員の研修も必要だと思っている。

< 篠原委員 >

国の基本方針に、「金品をたかられる」とあるが、このような行為は犯罪であることを明記してはどうか。

< 園田委員 >

同感だ。被疑者や被告人は、「こういう事になるとは思っていなかった。」旨の弁解をする。想像力が欠如しているところがあるので、「こんな事をしたら、こんな事になる」等の教育をしておくべきだと思う。熊本県弁護士会でも「いじめ防止授業」で、いじめでこういうことが起こったら、何罪に該当するという具体的な話をしている。

< 八ツ塚会長 >

子供であっても犯罪になる。これは教育の根源でもある。厳格さを示すという事も一つの大人の大切な役割だろうと思う。その一方、現場の教師からすると難しいところもあるかもしれない。例えば児童生徒間で、「消しゴム貸せよ」と取り上げて返し渋るような場面では、境界は曖昧である。日常の中で厳しく指導するというようなことのバランスの難しさもあると思うが、子供とはいえ、些細な事とはいえ、それはもう犯罪である、他人の財物に手を掛けるのは、消しゴム1個であっても、それは、やってはいけないことなのだ

と、厳しさ・厳肅さが必要なところであろう。実際にリーフレット中の文言で工夫が出来るかどうか、リーフレットとして単に配って終わりではなく、その補足・注釈という形で、合わせて解説するなど、このリーフレットをきっかけとした研修という形も含めて、検討されれば、一つの方法になると思った。

<金和委員>

研修を行うことは、リーフレットを実行力のあるものにするために必要なことだと思う。「これをこうしたら犯罪になる」ということを、理解できない認知能力の児童生徒が、普通学級にも居ると思う。知的障害等で特別支援学校に通う児童生徒には、短期的な思考しかない児童生徒もいる。「こうなったら将来どうなる」や「こうなりたいから今これを努力する」など長期のスパンで、自分の事を考えられない児童生徒が多く在籍していると思う。認知能力の低い児童生徒の受け取りと認知能力の高い児童生徒の受け取りには、かなりの差が生じる。教師は、その差を理解して指導に当たらないと、「あんなに言ったのに理解していない」との思いから叱責することになり、児童生徒からすると単に叱られたという記憶しか残らない。認知能力の低い児童生徒が、大人になって、誰もわかりやすく教えなかったから犯罪者になるという可能性もある。認知機能の低い児童生徒への対応の仕方は、是非考えて欲しいと思う。

また、学校の課題等を校内だけで終わらせてしまうのではなく、広く学校間で情報共有すべきではないかと考えている。具体的には、他校の教師と一緒にグループワークを行う研修で、教師が抱える不安や課題の解決などについて語り合えるような研修があればと思う。

<八ツ塚会長>

特性を持った児童生徒や発達段階に応じた指導のありかたについては、配慮が必要だと思う。確かに「法に触れる」、「犯罪になる」などのメッセージも受け止める側がどんな状態かを抜きにしては、一方的・形式的に行うものではないと思う。あるいは特性に対する理解などチェックシート等も含めて、管理出来る部分もあるかもしれない。また、研修において、教師の負担感やメンタルのストレス等を共有するような機会等も必要であるという指摘・提言であった。

<徳永委員>

基本方針（改訂案）に児童生徒が自ら援助希求能力の教育を推進するとの明記がある。セルフチェックシートの未然防止にも「児童生徒の相談をできる力を身に付ける」ことを明記してはどうか。また、相談窓口について、児童生徒に「いじめかな？」や「いじめを受けた」と感じたときには、「必ず相談が出来るのだ」ということを、教師が児童生徒に周知することも大事なので付け加えたらどうか。

<八ツ塚会長>

相談できる力の育成は教師の仕事でもある。その一方、「教師にSOSを受け止める姿勢がない」「時間に追われて相談に乗ってくれない」こともあるし、子どものほうが「教師（担任）には言わないでおこう」とする事情もあるので、児童生徒にはいろんな相談先があることを周知、情報提供する必要がある。

また、弁護士会等も参加した職員研修も行われている。現場の教師としても深刻なケースや対応に苦勞する関係者の場合に、相談する窓口や弁護士からの指導・助言があるだけ

でも、大きな救いや負担感の軽減に繋がると思う。「頼る先がある、自分だけで抱える必要はない、むしろ頼らなきゃいけないのだ」というメッセージをリーフレットに含めて発信すれば、現場の教師の気持ちを前向きにすることに繋がると考える。

(以上)